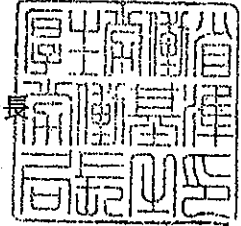


基 発 第 0917008 号
平 成 15 年 9 月 17 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 15 年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の最低賃金制度は、都道府県ごとにすべての労働者を適用対象とする地域別最低賃金と特定の産業の基幹的労働者を適用対象とする産業別最低賃金の決定により、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、最低賃金の履行状況については、今なお十分とは言えない実情にあり、最低賃金額を周知徹底することが重要となっております。

厚生労働省では、本年度もポスターやリーフレットの資料の活用等により、最低賃金制度の周知広報を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、別紙 1 の最低賃金額の周知等について引き続き格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴会あるいは貴会傘下会員が発行する機関誌等の発行の際には、最低賃金の周知記事を掲載することについて格別の御配慮をいただくようお願い申し上げます。

なお、今般地域別最低賃金額の改定がありましたのは、山形県、神奈川県、香川県、福岡県、沖縄県の各最低賃金のみで、他の都道府県最低賃金額は据置きとなっておりますことを申し添えます。

（別紙 2 の参考記載例を御参考下さい。）

平成15年度地域別最低賃金額の改定状況

都道府県名	最低賃金時間額(単位:円)	発効年月日
北海道	637	平成14年10月1日
青森	605	平成14年10月1日
岩手	605	平成14年10月1日
宮城	617	平成14年10月2日
秋田	605	平成14年9月30日
山形	606	平成15年10月1日
福島	610	平成14年10月1日
茨城	647	平成14年10月1日
栃木	648	平成14年10月1日
群馬	644	平成14年10月1日
埼玉	678	平成14年10月1日
千葉	677	平成14年10月4日
東京	708	平成14年10月1日
神奈川	707	平成15年10月1日
新潟	641	平成14年9月30日
富山	644	平成14年10月1日
石川	645	平成14年10月1日
福井	642	平成14年10月1日
山梨	647	平成14年10月1日
長野	646	平成14年10月1日
岐阜	668	平成14年10月1日
静岡	671	平成14年10月1日
愛知	681	平成14年10月1日
三重	667	平成14年10月1日
滋賀	651	平成14年9月29日
京都	677	平成14年10月1日
大阪	703	平成14年9月30日
兵庫	675	平成14年9月30日
奈良	647	平成14年10月1日
和歌山	645	平成14年10月1日
鳥取	610	平成14年10月1日
島根	609	平成14年10月1日
岡山	640	平成14年10月1日
広島	644	平成14年10月1日
山口	637	平成14年10月1日
徳島	611	平成14年10月1日
香川	619	平成15年10月1日
愛媛	611	平成14年10月1日
高知	611	平成14年10月1日
福岡	644	平成15年10月19日
佐賀	605	平成14年10月1日
長崎	605	平成14年10月6日
熊本	606	平成14年10月1日
大分	606	平成14年10月1日
宮崎	605	平成14年10月1日
鹿児島	605	平成14年10月1日
沖縄	605	平成15年10月1日

(注) 網掛けの県について本年度改定があり、各々1円の引上げとなった。

- 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを定める制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。
- また、最低賃金は、パート、臨時などを問わず、事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

- 最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2つの種類があります。
- 地域別最低賃金は各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に、産業別最低賃金は各都道府県内の一般機械器具製造業や各種商品小売業などの特定の産業に働く労働者とその使用者に、それぞれ適用されます。なお、地域別最低賃金と産業別最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、金額の高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- 地域別最低賃金は時間額で定められており、産業別最低賃金は、原則日額と時間額とで定められています。
- 日額は時間給制以外（月給制、週給制、日給制など）の労働者に、時間額は時間給制の労働者に、それぞれ適用されます。

(全国団体用)

本年度の各都道府県の地域別最低賃金は別表のとおりとなっています。

また、産業別最低賃金は、現在、改正の審議が進められています。

(地方団体用)

○○県の地域別最低賃金は時間額○○○円となっています。

なお、○○業最低賃金は日額○○○円、時間額○○○円となっています。

(府県によっては、「○○業最低賃金は時間額○○○円となっています。」と表示されることもあります。)

詳しくは最寄りの各都道府県労働局労働基準部賃金課室又は労働基準監督署にお尋ねください。